

こま 困ったことがあれば、そうだん 相談しましょう！

ひとりで悩んでいませんか？まわりに困っている人はいませんか？
 そんなときは、まわりのおとなの人に相談しましょう。まわりに相談できる人が
 いないときは、電話をしてみましょう。みんなの悩みをいっしょに考えてくれます。



● 相談窓口 ●

《いろいろな相談や悩みごと》

○岡山県青少年総合相談センター 総合相談窓口	☎ 086-224-7110 E-mail sodan110@po1.oninet.ne.jp	年中無休（年末年始を除く） 8:30～21:30（時間外はメール）
○岡山県青少年総合相談センター 子どもほっとライン	☎ 086-235-8639 E-mail kodomo@fine.ocn.ne.jp	年中無休（年末年始を除く） 17:00(土・日・祝日は8:30)～21:30 ※ 学生ボランティアが受付
○チャイルドライン (18歳までの子どもがかけられる電話)	☎ 0120-99-7777 (フリーダイヤル)	月～土曜日（年末年始を除く） 16:00～21:00
○岡山県中央児童相談所 子ども・家庭電話相談室	☎ 086-235-4157	月～土曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～20:00
○笠岡市教育相談室・笠岡市教育支援センター 「ほっとふれんず」本室	☎ 0865-62-5000	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:30～18:00

《いじめ・虐待などのこと》

○岡山県青少年総合相談センター ヤングテレホン・いじめ110番	☎ 086-231-3741 E-mail youngmail@pref.okayama.jp	年中無休 24時間
○24時間いじめ相談ダイヤル	☎ 0570-0-78310	年中無休（年末年始を除く） 24時間
○笠岡市子育て支援課 虐待相談専用ダイヤル	☎ 0865-63-5151	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:00

《子どもの人権のこと》

○岡山地方方法務局 人権擁護課 子どもの人権110番	☎ 0120-007-110 (フリーダイヤル)	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
-------------------------------	--------------------------	---------------------------------

子どもの権利条約

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界のすべての子どもたちが幸せにくらせるように、子どもにはどんな権利があるのか、そして国やおとなが何をしなければいけないのかを、世界中の国が集まって決めた約束ごとです。日本も1994年にこの条約を守ることを決めました。
 笠岡市子ども条例では、子どもの権利条約をもとに、権利のことを定めています。

問い合わせ先 笠岡市 健康福祉部 子育て支援課

TEL 0865-69-2132 FAX 0865-69-2561

〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1 E-mail kosodateshien@city.kasaoka.okayama.jp

すべての子どもたちへ！

平成25年4月施行

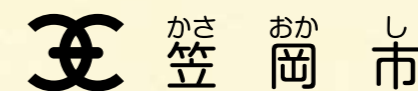
かさおかしこどもじょうれい 笠岡市子ども条例

子ども版



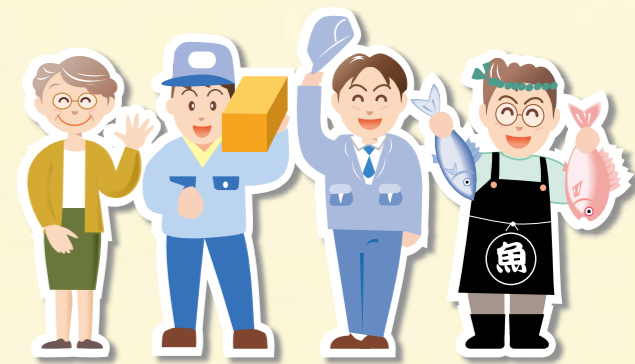
こんな思いで作りました。
 みんなで一緒に
 考えてみましょう！

子どもは、かけがえのない大切な存在です。
 まちの人たちみんなは、子どもたちがいきいきと育て
 ほしいと願っています。
 笠岡市では、子どもが夢と希望をもち、安心して幸せに
 くらせるように、この条例（みんなの約束ごと）をつくり
 ました。





ちから おとなみんなで力をあわせて、子どもが安心して こころゆた 心豊かに育つことができるまちを目指します



●子どもの権利ってなに？

権利とは、すべての人が生まれながらにもっているとても大切なものです。権利は、みんなで守らなければいけません。

自分を大切にすると同じように、ほかの人を思いやることも大切です。

- 例えば…
- 自分の意見を言うだけでなく、相手の意見もきちんときいてあげる
 - ほかの人の気持ちを考えて、いやがっていることをしない ・ いじめをしない
 - いじめを見つけたら助けてあげる ・ こまった人を見つけたら、助けてあげる
 - ほかの人にも権利があることを考えてみる

この条例では、4つの子どもの権利を定めています。

生きる権利

- ①自分の考えを自由にもてます
- ②個性が認められ、大切にされます
- ③夢をもち、それに挑戦できます

- 例えば…
- 夢に挑戦し、失敗しても、何度でもチャレンジできる
 - 将来のことを自由に考えられる
 - ひとりひとりの違いが認められる



守られる権利

- ①あらゆる暴力から守られます
- ②どんな差別も受けません
- ③プライバシーが守られます

- 例えば…
- 虐待やいじめから守られる
 - こまったときは相談できる
 - 差別されない ・ 秘密が大切に守られる



育つ権利

- ①遊び、勉強し、休むことができます
- ②文化、芸術、スポーツを体験できます
- ③自然に親しめます

- 例えば…
- いろいろな趣味・遊び・スポーツに挑戦し、楽しむことができる
 - つかれたら休むことができる
 - 授業がうけられる
 - 自然のなかで、のびのびできる



参加する権利

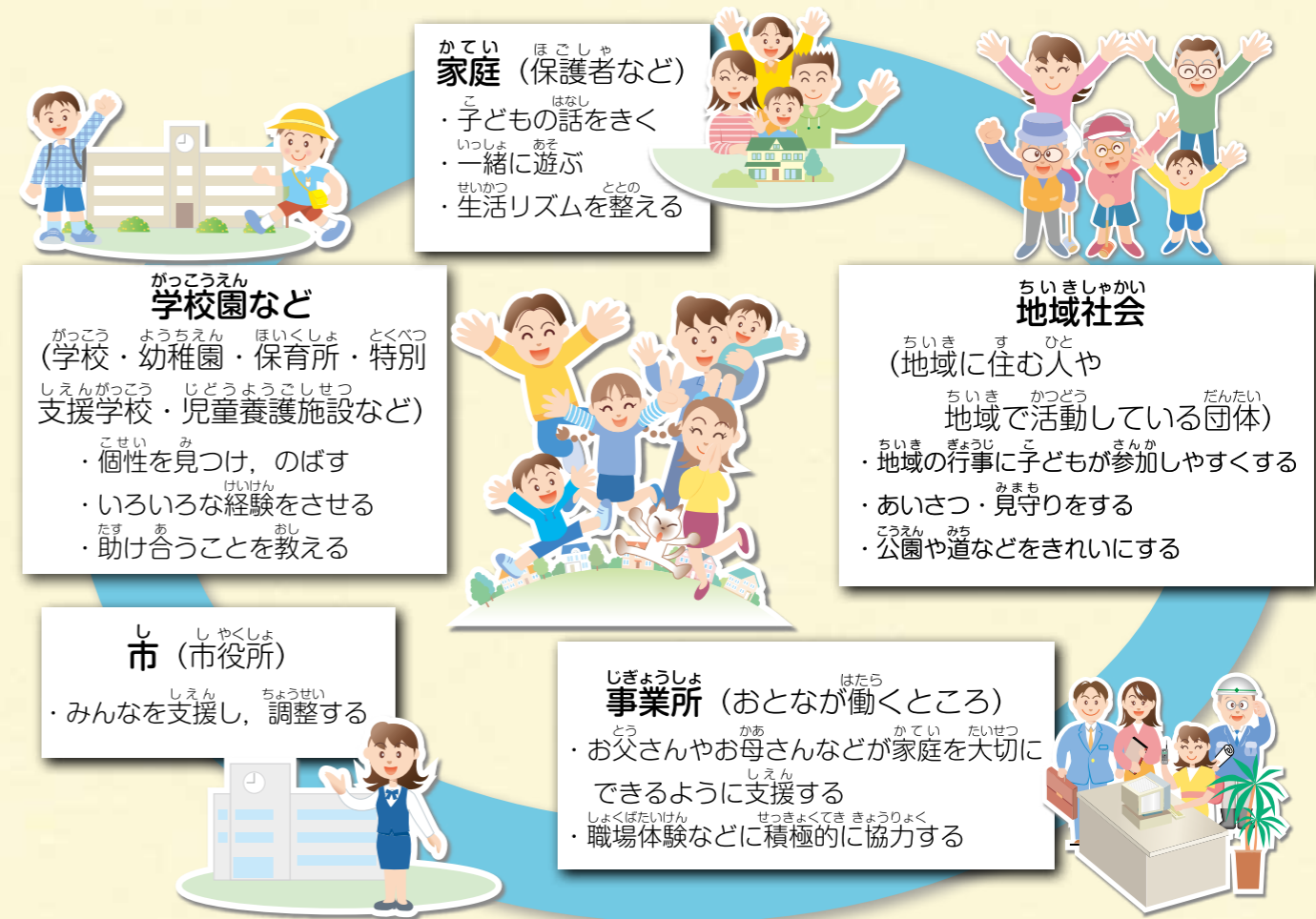
- ①自分の考えを自由に言え、それが大切にされます
- ②仲間をつくり、あつまることができます
- ③いろいろなことに参加して、意見をきいてもらえます

- 例えば…
- 気のあう仲間と仲良くできる
 - 自分の意見を自由に言える
 - 言った意見が大切にされる



●おとなの役割は？

～子どものためにおとなみんなで行うこと・心がけること～



●笠岡市はどんな取り組みをするの？

- 子どもの育成についての計画をつくります
- 子育てしているすべての人を支援します
- 会議を開いて、子どもの育成について話し合います
- アンケートなどで子どもの意見をきくようにします
- 「笠岡市子ども週間」をつくって、おとなと子どもの「心のふれあい」の大切さをPRします
- 子どもや子育て家庭の相談にのり、支援します
- ほかの機関(警察・児童相談所・学校など)と協力して、虐待やいじめをなくすようにつとめます
- この条例をPRしていきます